

# 身体障害者福祉法による身体障害者療護施設における特別介護経費加算について

平成10年5月19日

厚生省大臣官房障害保健福祉部長、障第316号

(一部改正)平成10年5月19日障第316号

標記については、「身体障害者保護費の国庫負担(補助)について」(平成元年6月30日厚生省社第374号厚生事務次官通知)をもって新設され、平成元年4月1日から左記により実施することとされたので通知する。

## 記

### 1 制度創設の主旨

遷延性意識障害者の介護は極めて困難であることに鑑み、今般、身体障害者療護施設に入所している遷延性意識障害者及びこれに準ずる者に対する特別介護経費加算制度を創設し、もってこれらの者の処遇の向上を図るものである。

### 2 加算対象者

身体障害者療護施設に入所している被措置者のうち次に掲げる認定基準等に該当する者。

遷延性意識障害者及びこれに準ずる者  
(認定基準)

次の各項目のうち五項目以上に該当する者

- (1) 自力移動の不能なもの
- (2) 意味のある発語を欠くもの
- (3) 意志疎通を欠くもの

- (4) 視覚による認識を欠くもの
- (5) 原始的な咀嚼、嚥下等の可能なものでも自力での食事摂取不能なもの
- (6) 排泄失禁状態のもの

筋萎縮性側索硬化症等運動ニューロン疾患による障害者

医師により筋萎縮性側索硬化症等運動ニューロン疾患の分類に属する病名と診断された者

### 3 加算対象者の認定方法

当該身体障害者療護施設の医師の意見等に基づき実施機関が認定する。

### 4 加算対象者の算定方法

前記3の認定が行なわれた日の属する月の翌月から行うものとする。

## 身体障害者福祉法による身体障害者療護施設における 特別介護経費加算について

標記については、平成元年6月30日社更第125号厚生省社会局長通知をもって通知したものであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正し、平成10年4月1日から適用することとしたので、通知する。

### 記

「2 加算対象者」の項を次のとおり改める。

#### 2 加算対象者

身体障害者療護施設に入所している被措置者のうち次に掲げる認定基準等に該当する者。

遷延性意識障害者及びこれに準ずる者  
(認定基準)

次の各項目のうち五項目以上に該当する者

- (1) 自力移動の不能なもの
- (2) 意味のある発語を欠くもの
- (3) 意志疎通を欠くもの
- (4) 視覚による認識を欠くもの
- (5) 原始的な咀嚼、嚥下等の可能なものでも自力での食事摂取不能なもの
- (6) 排泄失禁状態のもの

筋萎縮性側索硬化症等運動ニューロン疾患による障害者

医師により筋萎縮性側索硬化症等運動ニューロン疾患の分類に属する病名と診断された者